行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　盛武　隆／編集　広報部
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士会による自動車封印管理業務の受託について

滋賀県行政書士会　会長　盛武　隆

平成29年1月19日の日行連理事会で①から⑥までの資料が配布されました。
情報提供ということで、詳細な説明もなく、質問への回答も不明確なので、解説を加えずに、そのまま掲載することとしました。今後の対応については運輸交通部会で検討することといたします。よろしくご理解ください。

①　封印受託者について

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレートの交付代行者	全ての手続	乙種以外の輸入車ディーラー	自ら販売する新車
			丙種以外の指定整備事業者	自ら販売する中古自動車
			自動車登録業務に十分精通した行政書士	・変更及び移転に伴い番号変更となる自動車 ・交換
			指定整備事業者 優良自動車整備事業者	自ら整備を行った自動車に係る再封印
乙種	型式指定車の新車販売業者	・自ら販売する自動車に係る新規・変更・移転登録 ・再交付、交換	自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の中古車販売協会	・自ら販売する自動車に係る新規・変更・移転登録 ・再交付、交換	各都道府県の中古車販売協会の会員たる中古車販売業者 → 再々委託 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
離島	市町村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の行政書士会	・新規・変更・移転登録（乙種及び丙種の委託範囲に係るものを除く） ・再交付、交換	各都道府県の行政書士会の会員たる自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

②　丙種受託者からの封印の委託について

○　各都道府県JUの会員たる事業者が自ら販売した自動車に係る登録申請書類の作成を自動車登録業務に十分精通した行政書士に依頼し、かつ封印を行わせることを希望する場合には、丙種からの再々委託として、行政書士が封印することを可能とする。

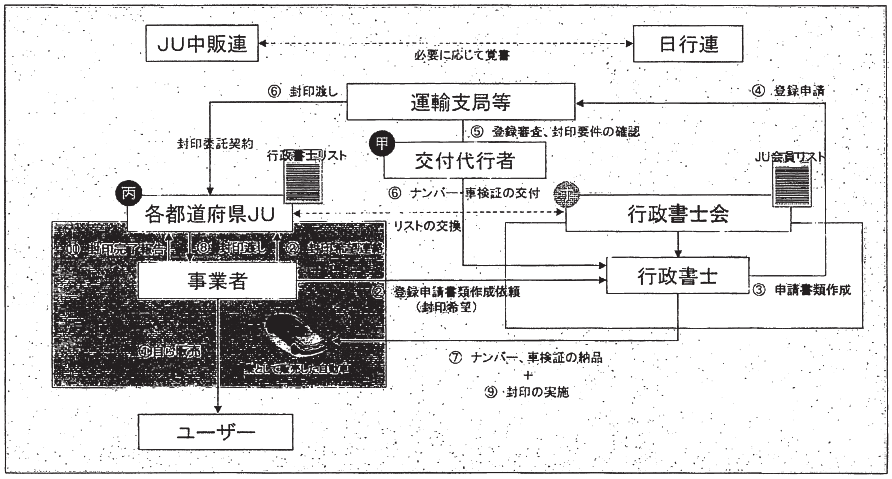

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

③

行政書士への封印委託の拡大について(案)

※1月18日改行版　国土交通省

【機密性2】

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレートの交付代行者	全ての手続	乙種以外の輸入車ディーラー	・自ら販売する新車　・交換
			丙種以外の指定整備事業者	・自ら販売する中古自動車　・交換
			自動車登録業務に十分精通した行政書士	・変更及び移転登録に伴い番号変更となる自動車 ・交換※
			指定整備事業者	・自ら整備を行った自動車に係る再封印　・交換
			優良自動車整備事業者	
乙種	型式指定車の新車販売業者	・自ら販売する自動車に係る新規・変更・移転登録 ・再交付、交換	自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の中古車販売協会	・自ら販売する自動車に係る新規・変更・移転登録 ・再交付、交換	各都道府県の中古車販売協会の会員たる中古車販売業者 → 再々委託	委託範囲に同じ
			自動車登録業務に十分精通した行政書士	
離島	市町村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の行政書士会	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の委託範囲に係るものを除く) ・再交付、交換※	各都道府県の行政書士会の会員たる自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

※現行はご当地ナンバーへの交換に限られているが、図柄入りナンバー等全ての交換が出来るように拡大。

④

丙種受託者からの封印の委託について(案)

※1月18日改行版　国土交通省

【機密性2】

丙種受託者から行政書士への封印の委託については、各都道府県JUからではなく、その会員たる中古車販売事業者からの依頼により、封印が出来るようにし、業務の円滑化及び日頃の業務関係に沿った取扱いを確保。

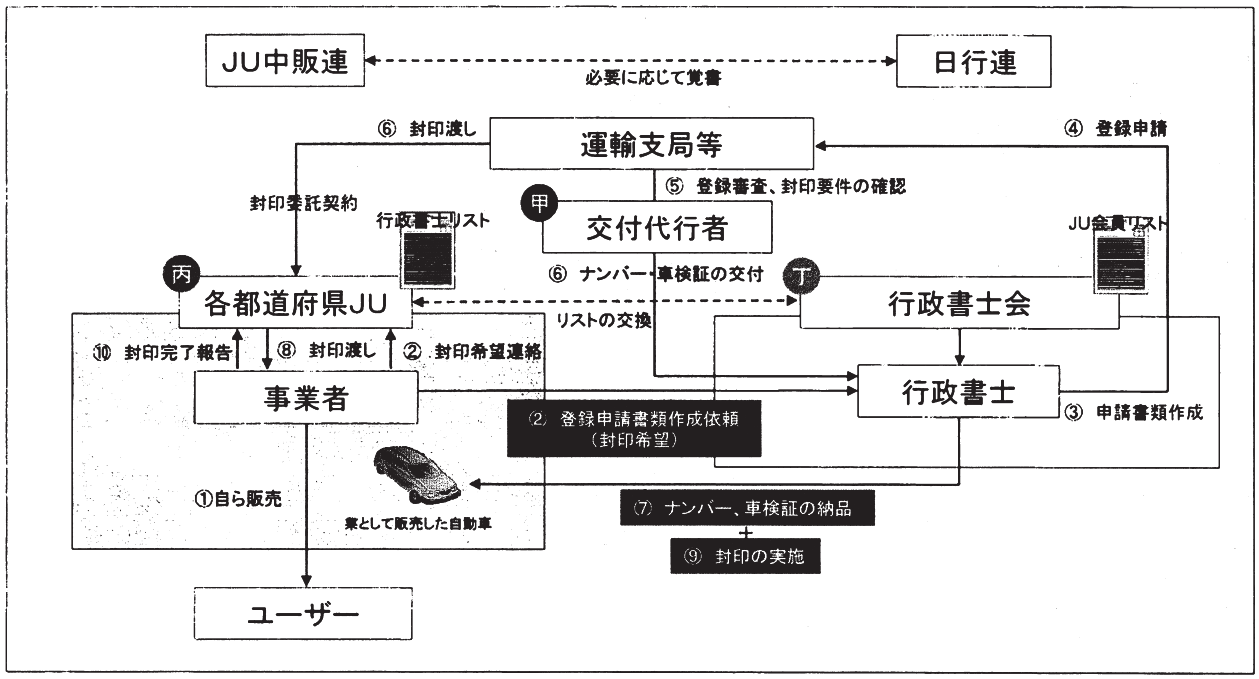

⑤

行政書士会による自動車封印管理業務の受託について

今般、国土交通省より、行政書士によるOSS利用促進のため、行政書士専用の丁種封印制度の創設が提案されたことを受け、自動車封印管理業務の受託に係るスキームについて検討しました。その結果、実際の運用に際しては、以下のとおり、単位会を受託先とし、会員への再委託を行い対応することが適切であると考えます。

単位会が受託するにあたり必要なこと

①運輸局に対する受託申請
②管理規則の制定
③封印受託管理業務を行うための担当部署（担当者）の設置
④封印を会員へ再委託するための手続の実施
⑤再委託先の会員の管理・監督及びいわゆる「封印玉」の管理の事務

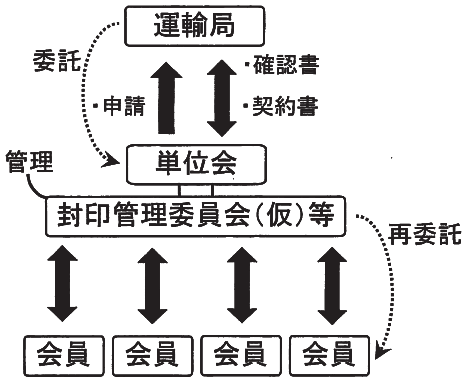

★会員への再委託の要件として考えられるもの

○道路運送車両法等関係法令に精通していること
○行政書士自らが当該業務に関与し自動車登録業務について相当の知識を有していること
○封印の取付けに関して報告等の関連事務を遂行できること
○当該業務に関する研修会に参加すること
○日行連OSSセンター支所看板を設置していること
○本規則に定める履行義務を遂行すること
○封印取付け業務に際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること
○自らの責任で封印取付け業務を行う旨の誓約書を提出すること
etc…

⑥

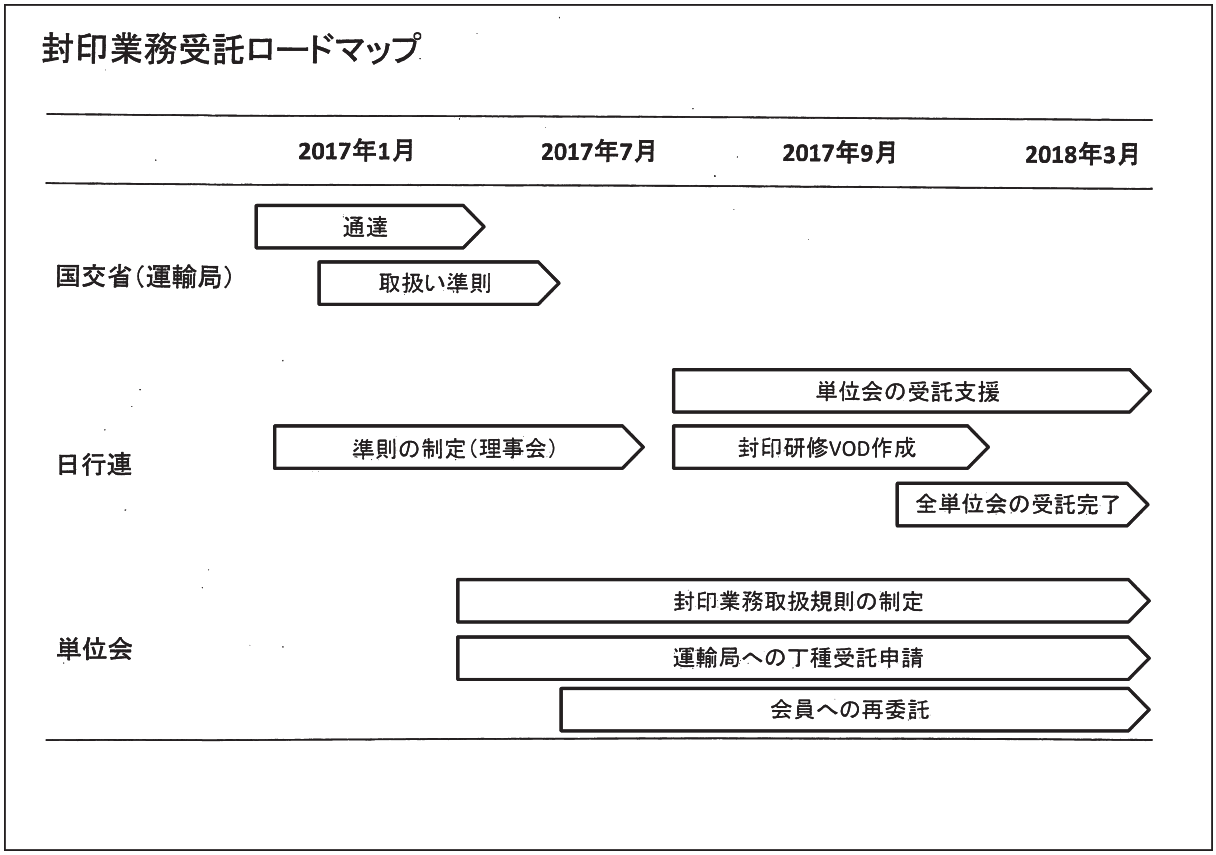

（注）
資料に文字のかすれ・欠け、強度のノイズなどが見られますが、著作権等の問題が懸念されるため、配布された資料のまま掲載しております。資料②の黒く判読困難な箇所は、資料④の同箇所をご参照ください。